

令和4年12月31日発生西目地内土砂災害
鶴岡市災害対策本部
第14回会議（書面開催）

□日時 令和5年12月22日（金）

次 第

1 議 題

(1) 西目地内土砂災害対策本部の廃止について

- ・市道、県道の通行止め解除について

資料1

- ・災害対策本部の廃止について

資料2

令和5年12月22日

鶴岡市災害対策本部

市道、県道の通行止め解除について

令和4年12月31日に発生した西目地内土砂災害により通行止めとなっていた市道上京田橋金山線について、県の地すべり対策工事や市の復旧工事の進捗により、一般通行の安全性が確保されたことから、下記のとおり、令和5年12月22日（金）午後3時に通行止めを解除した。

また、山形県より県道羽前水沢停車場由良線についても、同時刻に通行止めを解除した旨の報告を受けている。

記

1. 解除日時 令和5年12月22日（金）午後3時
2. 解除路線 市道上京田橋金山線
県道羽前水沢停車場由良線
3. 解除理由 県の地すべり対策工事や市道部の土砂ガレキ等の撤去作業の進捗状況から、一般通行の安全性が確保されることや工事用大型車の交通量が減少したため。
4. その他 市道上京田橋金山線については、通行止め解除後も路肩部の補修等を行う予定であり、安全確保のため工事用信号機による片側交互通行とする。

令和5年12月22日

鶴岡市災害対策本部

西目地内土砂災害対策本部の廃止について

西目地内土砂災害については、令和5年11月28日に開催した災害対策本部会議において、県の対策工事により避難者宅裏の斜面の掘削が完了し、観測機器並びに警報装置の運用が確認されたことから、避難指示を解除した。

今般、12月中に避難者全員が自宅へ帰宅することから、西目地内土砂災害が発生して1年となる12月31日をもって災害対策本部を廃止する。

【組織名】

西目地内土砂災害対策本部

【廃止年月日】

令和5年12月31日（日）

【理由】

- ・12月22日に市道、県道の通行止めが解除されたため。
- ・避難指示解除を受けて、年内に避難者全員が自宅へ帰宅するため。

【今後について】

- ・今後の復旧工事等については、市民部長を長とする復旧調整会議において対応する。
- ・健康福祉部保健師による健康観察を行う。
(1回目は令和6年1月中旬に実施予定。次回は3月に実施する。)